

# 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 ( 福知山市芦田均記念館 )

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		課題等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	△	○	本施設が「郷土出身の芦田均元首相に関する資料等を保存及び活用するとともに、地域文化の向上に寄与する」という設置目的を達成できているのかという点は疑問が残る。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	指定管理者制度の導入によって施設を活かせるのか疑問が残る。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	△		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	△	指定管理者によるノウハウの活用が十分に活かされておらず、費用対効果という側面で指定管理者制度が有効に働いているのか疑問が残る。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	△		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		<p><b>【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(非公募)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の募集については、中六人部地区住民が中心となって芦田元首相の功績を顕彰している施設であるため、非公募で実施すること。</li> <li>・集客やPR、地域での活用について様々な可能性があると考える。</li> <li>・指定管理者と更なる議論を行い、施設のより良い運営について検討を進めること。</li> <li>・施設の性格を見直し、将来的に支え続ける必要がある施設かどうか検討すること。</li> <li>・次期指定期間において、施設運営、方向性について抜本的に見直しを行うこと。</li> </ul>	○		

# 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 ( 福知山市高齢者福祉センター )

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		課題等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	△	○	生活支援ハウスは、独立して生活することが困難、または不安で、家族による支援などが受けられない高齢者が一時的に入居して生活する施設であり、一定の公共性はあるものの、市が管理運営すべきかという点については疑問が残る。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	介護サービス事業等については、民間事業所で運営されており、本施設についても民間事業者による安定的なサービス提供が可能である。また、民間事業者のノウハウの活用により利用者のニーズに合ったサービス提供が期待できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	指定管理者制度の導入により費用対効果が期待できるかという点必ずしもそうではない。使用料については、入居される高齢者の所得により軽費での入所となるため施設運営には、一定の税負担が必要となる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		<p><b>【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の運営経費について、効率よく節約するために、きめ細かく議論を進めること。</li> <li>・集客面において、指定管理者の努力が働くよう、連携し取り組むこと。</li> <li>・施設としての役割を十分に果たせるよう、他施設との連携について検討すること。</li> <li>・次期指定期間中に、施設や制度の継続について、抜本の見直しを進めること。</li> </ul>	○		

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 ( 福知山市三和町高齢者生活福祉センター )

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		課題等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	△	○	生活支援ハウスは、独立して生活することが困難、または不安で、家族による支援などが受けられない高齢者が一時的に入居して生活する施設であり、一定の公共性はあるものの、市が管理運営すべきかという点については疑問が残る。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	介護サービス事業等については、民間事業所で運営されており、本施設についても民間事業者による安定的なサービス提供が可能である。また、民間事業者のノウハウの活用により利用者のニーズに合ったサービス提供が期待できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	指定管理者制度の導入により費用対効果が期待できるかという点必ずしもそうではない。使用料については、入居される高齢者の所得により軽費での入所となるため施設運営には、一定の税負担が必要となる。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		<b>【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募)</b>  ・施設の運営経費について、効率よく節約するために、きめ細かく議論を進めること。 ・集客面において、指定管理者の努力が働くよう、連携し取り組むこと。 ・施設としての役割を十分に果たせるよう、他施設との連携について検討すること。 ・次期指定期間中に、施設や制度の継続について、抜本の見直しを進めること。	○		

# 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 ( 福知山市都市公園 )

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		課題等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	都市公園は、公共性が高く公の施設として管理運営すべき施設である。主な業務は、施設の管理運営と公園敷地等の維持管理であり、指定管理者制度による管理運営が可能。現状においては指定管理者による管理運営が妥当と判断する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	現状は、公園等について民間事業者による適切な管理運営がなされている。また、地域や利用者等の要望に沿った対応や民間事業者が独自でイベントを開催することにより、安定した経営や利用者ニーズに応じた柔軟なサービスの提供が可能であると判断できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	基本的に公園は無料で利用ができ、緑地管理も収入を生み出すものではない。収入のない公園等については、税負担による施設管理が必要となるが、指定管理者制度での管理運営を行うことで市が直営で管理運営するよりコスト削減が可能である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
<b>指定管理者制度導入判定</b>		<p><b>【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設における管理運営の実態に留意し、全体の施設が円滑に動くと同時に、個々の施設が適正に運営されるように、モニタリング等に努めること。再委託についても、適正な委託ができていないか等、チェック可能な体制を整えること。</li> <li>・指定管理者の選定過程において、事業者の専門能力を確保できるよう努めること。</li> <li>・公園での活動について、利用されていない市民も含めて一緒に考え、工夫する市民参加型の積極的な取組みを推進すること。</li> </ul>	○	<p>◆備考◆</p> <p>現在、「都市公園」の枠組みの中で指定管理者制度を導入している「三段池公園スポーツ施設」及び「長田野公園スポーツ施設」については、施設の性格を考慮し、「都市公園」のグループから外し、それぞれ個別のスポーツ施設として整理した。 (福知山市)</p>	

# 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 ( 福知山市都市緑化植物園・福知山市緑の相談所 )

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		課題等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	都市緑化植物園は、福知山市緑化推進活動の拠点となっており、公共施設として管理運営すべき施設である。施設の設置目的及び業務内容から指定管理者による管理運営は妥当と判断する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	民間事業者等が管理運営することにより、きめ細かなサービスの提供が可能。「緑の相談所」として身近な花と緑に関する無料相談を実施し、市民へのサービス向上が図れている。民間事業者による施設の安定性・継続性の確保は可能であると判断する。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	民間事業者が管理運営を行うことにより市直営と比較してコスト削減ができているが、利用料金のみでの管理運営は困難であり、税負担が必要である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		<p><b>【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の選定過程において、事業者の専門能力を確保できるよう努めること。</li> <li>・緑化推進に向けて、利用されていない市民も含めて一緒に考え、工夫する市民参加型の積極的な取組みを推進すること。</li> </ul>	○		

# 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 ( 福知山市民運動場、福知山市民体育館、長田野公園有料施設及び北部地域多目的グラウンド )

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		課題等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	市民体育館等は、市民からの利用需要が高く、市民スポーツ振興の中核的な施設として広く利用されている施設である。市民がスポーツ活動に参加する機会の充実や活動支援の充実を図るための公共施設として、指定管理者による管理運営が妥当と判断する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	他市でも、スポーツ施設の管理運営には指定管理者制度を導入している事例が多く、同種のサービスを提供する民間事業者は存在する。指定管理者制度での管理運営を行うことで利用者ニーズに応じた柔軟なサービスを提供することができる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	指定管理者制度を導入することで、市直営に比べて、管理経費を抑制することができる。市民のスポーツ活動の拠点である社会体育施設であり、利用料金も定額であることから、施設の収益性は低く、利用料金のみでの運営は困難であり、税負担が必要。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		<p><b>【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の利用人数が伸びていない中で、どのように新しい展開に繋げていくべきか、民間のノウハウ等を活かして、本来の主旨に基づいた運営の仕方を検討すること。</li> <li>・長田野公園有料施設については、利用人数が伸びていない理由に、老朽化や立地上の問題が考えられる。利用者減の原因を分析し、いずれの施設についても最大限有効活用ができるように、指定管理者と連携し、検討を進めること。</li> </ul>	○	<p>◆備考◆</p> <p>「福知山市スポーツ推進計画(～R10)」において、スポーツの効果的な機能集約や統廃合などを検討することとしており、計画期間内に管理運営も含めたあり方の検討を進める。 (福知山市)</p>	

# 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 ( 三段池公園スポーツ施設 )

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		課題等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	本施設は、京都北部における主要のスポーツ拠点であり、市民のスポーツ活動のほか、全国的なスポーツ大会、各種催し物に利用されている。施設の運営については、利用者の幅広いニーズに即した対応が可能となる指定管理者制度の導入が妥当と判断する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	他市でも、スポーツ施設の管理運営には指定管理者制度を導入している事例が多く、同種のサービスを提供する民間事業者は存在する。指定管理者制度での管理運営を行うことで利用者ニーズに応じた柔軟なサービスを提供することができる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	指定管理者制度を導入することで、市直営に比べて、管理経費を抑制することができる。しかし、利用料金のみでの運営は困難であり、税負担が必要。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		<p><b>【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三段池公園スポーツ施設については、一定の成果をあげて運営ができています。</li> <li>・今後も更に効率的に利用者がより使いやすい施設となるよう、本市のスポーツ施設としての発展を目指すこと。</li> </ul>	○	<p>◆備考◆</p> <p>「福知山市スポーツ推進計画(～R10)」において、三段池公園スポーツ施設は、必要な機能の拡充を行い、維持存続するとしており、今後は更なる活用の促進等も目指した管理運営を継続する。 (福知山市)</p>	

# 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

施設名 ( 福知山市温水プール )

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		課題等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	×	○	市民ニーズが高く、市民サービスの継続は必要であるが、全国的にも民間によるプール経営の事例は多い。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	温水プールなどのスポーツ施設は、民間事業者による管理運営は全国的に実績があり、事業の安定性・継続性の確保は可能と考える。指定管理者が管理運営を行うことで利用者ニーズに応じた柔軟なサービスを提供することができる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	指定管理者制度による管理運営により、市直営に比べて経費の削減を図ることができる。施設の老朽化に伴う施設の維持管理費、光熱水費等のコストが高く、税負担が必要な状況である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
<b>指定管理者制度導入判定</b>		<p><b>【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プールの使用形態については、学校教育との連携等、様々な施設利用の発展可能性に注目し、より有効的に市民の健康やレジャー、スポーツ文化の向上に繋がるよう、検討を進めること。</li> <li>・施設の老朽化が著しいことから、将来的には民間による整備、運営等も含めて検討すること。</li> </ul>	○	<p>◆備考◆</p> <p>「福知山市公共施設マネジメント後期実施計画」においては、温水プールは老朽化が著しいため一旦廃止し、民間事業者との協働による設置を目指すとしている。また、「福知山市スポーツ推進計画(～R10)」においても、民間と連携したあり方の検討を進めることとしており、指定期間中に管理手法の変更も視野に入れ進める。 (福知山市)</p>	